



羽市協第639号

令和4年8月24日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

羽曳野市長 山入端 創



「2022年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年6月30日付けでご要望のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

【担当】

羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課

TEL 072-958-1111 (内線 1080)

FAX 072-958-0397

MAIL shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp

【2022年度自治体キャラバン行動・要望書】

統一要望項目についての回答

職員配置について、行政に対するニーズが複雑・多様化するなかで、基礎自治体としての役割と責任を果たすためには、その担い手となる人材を確保することが重要であると考えています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えています。

ジェンダーバランスについては、男女ともに安心して働き続けることができる環境を整えることが重要であると考えています。育児休業制度等、国の動向を注視し、適切に条例、規則改正を行っていききたいと考えています。

地域の医療体制については、大阪府医療計画において医療機能が低下しないよう検討され、支援等も計画されていますが、地元医師会、各病院及び南河内地域の市町村とも連携を図りながら、国や大阪府に対し、引き続き必要な要望を行うとともに、保健所運営協議会を通じた藤井寺保健所との連携も図ってまいります。

現金支給等困窮者対策について、本市では、これまでも国の交付金を活用しながら、新型コロナウイルス感染症に関する市独自支援策として、全市民へ1人1万円を給付する市民応援給付金をはじめ、児童手当を受給する世帯に対して児童1人あたり5千円の給付金を支給する未就学児養育世帯給付金事業や、小学校給食の無償化、中学校給食の半額化などの支援を行ってきました。今年度においても、多子世帯に対する小学校給食の無償化、中学校給食の半額化や、コロナ禍での物価高騰等への対策のため、市民1人あたり最大5千円分のプレミアム付き商品券を販売する事業等を予定しています。今後も、国・府の動向を注視し、基礎自治体として必要な支援策等について検討してまいります。

下水道料金は、衛生的で快適な生活環境の確保のために必要な下水道管、ポンプ場等の工事費や維持管理費及び流域下水道における汚水処理費用などをまかなう必要不可欠なものです。減免を実施することで必要な費用が捻出できないことにもなりかねません。また、下水道使用料は、全ての使用者の方に負担をいただき、なりたっているものでもあります。そのことから生活困難者への減免を実施することは難しいものと考えています。

また、水道料金は、安心・安全な水を市民に届けるために必要不可欠な料金です。減免を実施することで、水道施設の維持管理や老朽化した水道管の更新などに必要な費用が捻出できないことにもなりかねません。また、水道料金については、全ての利用者の方に負担をいただき、なりたっているものでもあります。そのことから、生活困難者への減免を実施することは難しいものと考えています。

コロナ禍による子育て世代の失業、休業等については、生活困窮者自立相談支援機関や生活保護担当部局と連携し支援を行っています。

フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業の支援については、認定 NPO 法人ふどばんく OSAKA や、羽曳野市社会福祉協議会のフードドライブ事業と連携して、生活に困窮されている方へ食糧支援を行っています。なお、家庭児童相談担当職員がボランティアとして参加しており、要保護児童等にも積極的な情報提供をしています。

保育所・こども園などの副食費については、国の制度により、世帯の所得状況に従って無償

化されています。

学校給食センターについては、移転整備による令和8年度中の運用開始を目指し、事業を進めているところであり、自校式での給食実施は予定していません。また、中学校給食では、今後の実施方式等を含め、現在、検討及び調査を進めています。

給食費については、児童又は生徒の保護者が給食の食材費を負担する旨が、学校給食法に規定されています。また、経済的に支援が必要な世帯に対し、就学援助制度による小学校給食費の負担軽減を図っています。

さらに、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による保護者の経済的負担を軽減するため、市独自施策として、3人以上の子どもがいる多子世帯を対象に、令和4年度分の学校給食費を助成する「羽曳野市多子世帯学校給食費助成事業」を実施しています。

なお、休校中の学校給食の提供は、本市において行う予定はありませんが、今後も引き続き児童の健全な育成のため、安全安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

児童扶養手当の認定請求書や現況届提出時における認定事務については、児童扶養手当関係法令又は関係通知に基づき適切な事務執行に努めています。申請時において、関係法令等に基づくひとり親であることの確認を行い、また、必要に応じて民生委員から証明をいただいています。なお、窓口対応においては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないように配慮して行っています。

学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握は、平成30年度より実施しており、今後情報分析により児童生徒へのより細やかな対応を行っていかねばと考えています。また、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示し、受診した児童・生徒は各医療機関が発行した受診証明書を学校に提出することになっています。現在、未提出の者に対しては受診の有無を確認し、未受診の児童・生徒の保護者に対して受診を促す対応を行っている学校や、保健だより等で受診を促す対応を行っている学校があります。

給食後に歯みがきの時間を設けることについて、コロナ流行前は一部の小学校で実施していましたが、歯みがき中にマスクを外した状態で十分な距離を確保することが難しいことや、給食後一斉に歯みがきを実施する時間の確保が困難な学校もあることから、全校実施は難しいと考えています。なお、義務教育学校前期課程を含む全小学校にて、歯のみがき方教室を1年に1回実施し、理解を深める機会を設けています。また、フッ化物洗口については平成19年度まで実施していましたが、予算の確保が難しく実施を見送っています。

ヤングケアラーについては、「羽曳野市ヤングケアラー支援に係る庁内関係者会議」を設置し、ヤングケアラーの支援に向けた取り組みの検討を開始しています。

奨学金制度については、平成29年4月から「ダルビッシュ有子ども福祉基金」等を財源として、修学意欲のさらなる向上を図り、社会的自立を支援することを目的とした「羽曳野市児童養護施設退所児童進学応援奨学金事業」を市独自に実施しています。

大阪府においてPCR検査等は、症状が無い場合で感染の不安がある方や、経済社会活動を行うにあたり検査が必要な方について、無料検査を実施しています。また、高齢者施設等や障害者施設等、救護施設においても無症状の従事者を対象に定期検査を実施しています。

子ども医療費助成制度は、令和3年4月からは入通院ともに所得制限を設けず18歳までに拡充し、入院時の食事代や薬局での支払いは無料となっています。ひとり親家庭医療費助成

制度においても、18歳までの入院時の食事代や薬局での支払いは無料です。重度障害者医療費助成制度に関しては、大阪府の制度に準拠して実施してまいります。

国民健康保険については、広域化により令和6年度の府内統一に向けての激変緩和・経過措置期間となっていることから、大阪府の経過措置や財政調整基金を活用しながら激変緩和措置を行うことで被保険者の負担が急激に増えることがないように努めています。未就学児の均等割については、令和4年度から法定軽減となり、年齢拡充等に関しては、今後の動向に注視しつつ、必要な要望は行ってまいります。傷病手当金の制度では国の制度と同様の対象とし、国民健康保険等にかかる各種申請に関しては、電子申請を一部可能とし、ほぼ全ての申請を郵送で対応しています。

各種検診・健康診査等に関しては、健康はびきの21計画等を策定し、事業毎に分析・評価を行い、事業を実施しています。

介護保険料は、国、府、市の公費、被保険者で負担する割合が定められており、第8期計画では、介護給付費準備基金より約5億円を取り崩し、基準額の算定を行っています。低所得の方に対しては、一定の基準を設け保険料の減免やサービス利用負担額の一部助成を実施しています。また、障害福祉サービスにおいては、非課税世帯の利用負担はありません。

総合事業については、介護相当サービスについてもケアプランに位置づけ、サービスを利用することができます。約9割の利用者が介護相当サービスを利用しており、サービス事業者へも従来と同等のサービス費を設定しています。また、要介護(支援)認定申請は、本人・家族の意向により申請をいただいています。

居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援の目的としては、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現にあります。利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネージャーが届け出たケアプランを、市町村は地域ケア会議の開催等によりケアプランの検証を行い、必要に応じてサービス内容の是正を促すものです。この仕組みはケアマネージャーの視点だけでなく、多職種協働による検証とするものであり、本市としては制度の趣旨を踏まえ、今後も適切に対応してまいります。

また、自立支援型地域ケア会議では、本人の状況をリハビリや栄養、口腔ケア等専門職を交えて意見交換をし、必要なサービスを自立支援の観点から検討しています。サービス利用の抑制を目的とするものではありません。

熱中症対策については、地域での相談窓口や介護予防教室など、高齢者が集う場において熱中症予防の注意喚起を行っています。サービス事業所においても、高齢者に対してお声掛けをしていただいています。

第8期計画では施設サービスの新たな整備等を行わず、地域包括ケアシステムの推進という観点から、居宅型のサービスを充実させることを基本方針としており、高齢者の方に自立した生活を送っていただくために、心身の状況を踏まえ、その方の有する能力を十分に見極めたうえで、適正な介護サービスが提供されるよう今後も努めてまいります。

また、介護保険に係る公費負担や人材不足、障害福祉サービスに係る国庫負担基準に関しましては、引き続き国に対し要望を行ってまいります。

補聴器について、身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方は、補装具として給付の対象となります。また、大阪府では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度の難聴児(60デシ

ベル以上)に対して、補聴器を交付しています。本市では、補装具や大阪府の事業の対象とならない軽度の難聴児(30デシベル以上)に対する補聴器購入の助成を行っています。

障害福祉サービスにおいては、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について(平成27年3月31日付障企発0331第1号・障障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知)」、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成27年2月18日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課通知)」、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」及び「障害福祉サービス 障害児通所支援 地域生活支援事業 支給決定基準」に基づき運用を行っています。介護保険への申請等については、障害福祉サービスを受給されている方が65歳に到達する前のご案内しています。

「扶養照会」については、厚生労働省の通知(処理基準)等に基づき、申請者から状況を十分に聴取したうえで扶養の可能性を検討し、適切に行っています。また、窓口で申請の意思を確認し、表明があった場合は必ず申請を受理しています。

また、本市ウェブサイト让生活保護に関する説明を掲載しており、窓口で相談された方には生活保護のしおりに用いて丁寧に説明するように努めています。

生活保護の実施体制については、適正な運営を図るため、社会福祉法に定められた「標準数」のケースワーカーを確保できるように努めています。ケースワーカーの研修の重要性も認識しており、可能な限り各種研修への参加をすすめています。窓口対応においては、法令通知等を遵守し、申請権の侵害を行わないように努めています。

窓口の対応については、性別・年齢に関係なく、丁寧な対応に努めていますが、これに加えて、配慮等が必要な方には個別に対応しています。

生活保護のしおりについては、定期的に見直しを行っており、生活保護の申請の意思を示した方、また、相談された方にお渡しし、生活保護制度をわかりやすく説明するよう適切な対応に努めています。

休日・急病時の対応について、本市福祉事務所では、医療機関で生活保護受給中であることを告げて受診し、後日、医療券を交付することにより対応しています。また、健診については、健康サポート健診の案内を対象者に送付するなど受診勧奨を行っています。

警察官 OB 職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び面接相談時における適正な対応支援等を目的とし、尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として配置しているものです。「適正化」ホットラインについては、実施していません。

生活保護基準は生活保護法第8条第1項の委任を受けた厚生労働省告示に基づくもので、基準は国において、生活扶助基準額と一般低所得世帯の消費の実態を世帯の年齢や人員数、居住地で比較検証した結果、改定が行われたものと認識しています。

住宅扶助については、厚生労働省告示、通知(処理基準)等に基づき、適切に認定しています。また、世帯の状況に応じて経過措置等適切に対応しています。

ジェネリック医薬品の使用について、先発薬が全く利用できないわけではなく、後発薬の在庫がない場合や病状によって先発薬が望ましいと医師が判断した場合は、先発医薬品の処

方が可能です。上記の理由以外では、原則として後発薬を処方することになっているため、適正に対応してまいります。

子どもの大学等進学支援について、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置や、平成30年度には進学準備給付金が創設されており、また、高校生等の進路に対する支援についてもアルバイト収入や恵与金・貸付金について実施機関に相談して承認を得たうえで手元に残す取扱いが可能になっています。希望する進路にすすめるようにこれらの支援を適切に行い、子どもの自立に向けて引き続き取り組んでまいります。

【2022年度自治体キャラバン行動・要望書】

独自要望項目についての回答

対面及びZOOMでの懇談は、ご要望が多岐にわたり関係各課との調整が困難であることや、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、貴意に添い難いことを申し上げます。

また、回答方法については、上記のとおり回答しますので、ご理解のほどお願いします。

国民健康保険は、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべく統一化の過程となっていることから、本市においては令和6年度の府内統一化にむけて経過措置等を活用しながら負担の急増がないよう努めています。未就学児保険料均等割軽減制度の年齢拡充等に関しては、大阪府広域化調整会議で国への制度改正の要望事項とするかを検討することになっており、今後の動向に注視しつつ、必要な要望を行ってまいります。

高齢者の外出支援としては、従前より実施している要介護4、5の方に対するシフト付き福祉タクシーの助成を行っています。

また、身近なお出かけ先として、いきいき百歳体操の会場を市内70か所に増やし、体操前後に高齢者同士の交流会等をしている会場もあります。また、高年生きがいサロン4館も居場所づくりや、生きがいづくり、介護予防拠点として、コロナ禍ではあるものの、活発に利用をいただいています。

公共施設利用料の割引について、生活文化情報センターの使用料については、減免措置はありませんが、生活文化情報センター内には無料で使用いただけるオープンスペースや市民大学の資料室があります。また、施設内には図書館も併設しており、生涯学習等に活用可能です。

体育館やグラウンドの団体の占用利用においては、各施設の条例等により、満65歳以上の方をはじめ、障害者や母子世帯について「利用料金の5割に相当する額」との規定を設け、半額としています。また、減免措置ではありませんが、総合スポーツセンターや市民体育館において、主に卓球等で個人利用する場合、高齢者、中学生以下、障害者、母子世帯等については、一般の利用料に比べ半額の料金を設定しています。なお、コミュニティセンター等の公共施設利用料の割引は検討していません。

介護保険料の余剰分については、介護給付費準備基金へ積み立てを行い、介護保険等推進協議会に諮り、今後の保険料の激変緩和に活用する等、持続可能な制度運営に努めて

まいります。社会全体で介護の負担を支えるという理念のもとに、介護保険法で定められた社会保障制度となりますので、ご理解ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による保護者の経済的負担を軽減するため、今年度は、3人以上の子どもがいる多子世帯を対象に、令和4年度分の小中学校給食費を助成する「羽曳野市多子世帯学校給食費助成事業」を実施しています。本事業については、国の新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時交付金を活用しており、これを恒久的に継続することは、現時点では財政状況的に困難と考えています。

また、中学校の全員給食については、現在、中学校給食実施方法及び提供方式の方向性について課題分析を行い、検討を進めているところです。

少人数学級については、子どもたちに質の高い教育を提供するためにも、さまざまな機会を通じて、学級定数の改善を、国や府に要望しています。

水泳指導については、来年度は実施ができるように、様々な手法を検討しています。

生理用品の予算化については、今後検討していきます。

障害福祉サービス事業所の体制等の実態については、羽曳野市地域自立支援推進会議において情報収集や意見交換を行っています。支給量につきましては、「障害福祉サービス 障害児通所支援 地域生活支援事業 支給決定基準」及び「羽曳野市移動支援事業ガイドライン」に基づき、運用を行っています。

また、障害福祉課窓口での相談支援について、充実した支援ができるように努めています。なお、日々の困りごとなどの相談については、一般相談支援事業所にも委託し、一層相談しやすい環境の整備に努めています。